

議員提出議案第1号

守口市議会委員会条例の一部を改正する条例案

守口市議会委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成26年3月25日提出

守口市議会議員	三	浦	健	男
同	真	崎		求
同	立	住	雅	彦
同	和	仁	春	夫
同	上	田		敦
同	澤	井	良	一
同	甲	斐	礼	子
同	池	嶋	一	夫

記

守口市議会委員会条例の一部を改正する条例

守口市議会委員会条例（平成6年守口市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「市民生活部の所管に属する事項」の次に「（保険課及び保険収納課の所管に属する事項を除く。）」を加え、「クリーンセンター」を「環境部」に改め、同項第2号中

「
福祉部の所管に属する事項
健康部の所管に属する事項
」
を
に改め、
「
市民生活部保険課及び保険収納課の所管に属する事項
健康福祉部の所管に属する事項
こども部の所管に属する事項
教育委員会指導部学校教育課の所管に属する事項のうち守口市立幼稚園に関する事項
」

同項第3号中「教育委員会の所管に属する事項」の次に「（指導部学校教育課の所管に属する事項のうち守口市立幼稚園に関する事項を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。